

報告第1号

専決処分の報告について（第1号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年2月28日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 

提案理由

公用車車両事故による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決第9号

専決処分書

車両事故による和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年12月19日

つくばみらい市長 片庭正雄 印

- |   |        |                                   |
|---|--------|-----------------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 平成29年6月30日（金）午前11時55分頃            |
| 2 | 事故発生場所 | 水戸市見和3-1207-3                     |
| 3 | 和解の相手方 |                                   |
| 4 | 事故の概要  | 前方の乗用車が右折するため減速、公用車の減速が間に合わず追突した。 |
| 5 | 損害賠償額  | 146,866円                          |
| 6 | 市の過失割合 | 100%                              |